

## 第37号議案 大田区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正の背景及び理由

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社の支店の所在地における登記が廃止される。これに関連して、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）により、公益法人等の従たる事務所等の所在地における登記も廃止される。これに伴い宗教法人法の一部も改正され、従たる事務所の所在地における登記が廃止されることとなる。このことから、従たる事務所の文言を整備する改正を行う。

## 2 改正の概要

従たる事務所の文言を削除する。

## 3 施行日

令和4年9月1日

## 4 新旧対照表

以下のとおり

新	旧
○大田区墓地等の経営の許可等に関する条例 平成24年3月16日 条例第20号	○大田区墓地等の経営の許可等に関する条例 平成24年3月16日 条例第20号
第1条から第2条まで（略） （墓地等の経営主体）	第1条から第2条まで（略） （墓地等の経営主体）
第3条（略） （1）（略） （2）宗教法人法（昭和26年法律第126号）	第3条（略） （1）（略） （2）宗教法人法（昭和26年法律第126号）
第4条第2項の法人で、同法 <u>の規定により登記された</u> 事務所を区内に有するもの	第4条第2項の法人で、同法 <u>第5条第1項の主たる事務所又は同法第59条第1項の従たる</u> 事務所を区内に有するもの
（3）（略）	（3）（略）
第4条から第22条まで（略） <u>付 則（令和4年〇月〇日条例第〇〇号）</u> <u>この条例は、令和4年9月1日から施行する。</u>	第4条から第22条まで（略）